

NHK等歳末たすけあい義援金配分要綱

(目 的)

第1条 共同募金運動の一環として、NPO団体、ボランティア及び社会福祉協議会等関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に障がい児・者、子ども、福祉サービスを必要とする者等が地域社会の一員として心豊かで充実した生活を送ることができるよう県民から寄せられた寄付金を適正かつ効果的に配分するため本要綱を定める。

(配分の対象)

第2条 対象団体は三重県共同募金会配分要綱（以下、「配分要綱」という。）第2条に規定された団体とする。

(対象事業)

第3条 配分の対象事業は次のとおりとする。

(1) テーマ関係事業

- ・NHK歳末たすけあい及び中央共同募金会の共通助成テーマに係る事業
- ・備品購入に係る事業

(2) CBC関係事業

CBCチャリティ募金に係る児童福祉施設重点事業

(3) 給付関係事業

児童養護施設、母子生活支援施設の児童・生徒及び里子（里親）に係る給付事業

(欠格条件)

第4条 NHK等歳末たすけあい義援金の配分は、配分要綱第5条に該当する団体への配分は行わない。

(事業内容)

第5条 第3条の事業内容は次のとおりとする。

(1) テーマ関係事業

別に定める実施要領による

(2) C B C 関係事業

児童福祉施設の施設改修、備品購入等

上限は30万円とする。

(3) 給付事業

ア 児童養護施設

(ア) 高校等を卒業する生徒への卒業祝い金(1人3万円)

(イ) 高校等を卒業し、就職または大学、短大(専門学校を含む)に進学する生徒の自立支援金(1人10万円)

イ 母子生活支援施設

小学校、中学校へ入学する児童への入学祝い金(1人3万円)

ウ 里子(里親)

里子への支援金(1人2万円)

(配分の申請)

第6条 配分を受けようとする者は別に定める期限までに申請書を本会に提出するものとする。

(配分決定と通知)

第7条 配分の決定は本会で申請内容の審査を行い、速やかに通知するものとする。

(配分金の送金)

第8条 前条の通知を受けた者は所定の様式により本会あて請求書を提出することとし、本会は請求書を確認した後に送金するものとする。

(配分決定の取り消し)

第9条 本要綱に違反したとき、または、次の事項に該当する場合は配分決定を取り消し配分金の返還を求めるものとする。

- (1) 配分金を配分内容以外に使用した場合
- (2) 本会の承認を得ずに事業内容を変更した場合
- (3) その他、本会が不適当と認めたとき

(配分の結果報告)

第10条 受配者は事業完了後に速やかに結果報告を本会へ提出するものとする。

(配分事業の調査と監査)

第11条 本会は配分金の使途に関する範囲で、調査及び監査を実施する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は令和元年 7月 5日から施行する。

附 則 この要綱は令和3年 7月 5日から施行する。

附 則 この要綱は令和6年 8月 8日から施行する。

附 則 この要綱は令和7年11月20日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

